

## 障害者雇用と税務

行政機関における障害者雇用の人数が報道等で問題となっていますが、一定規模以上の民間企業に対しても障害者の雇用率を定める他、障害者の労働環境整備のための助成金制度や優遇税制を設け障害者雇用を促進しています。

### 障害者雇用率

・法定雇用率は下表のように事業主区分によって定められています。

項目	法定雇用率
民間企業	2.2%
国、地方公共団体等	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.4%

### 助成金制度

#### 雇入れ関係の助成金

- ① トライアル雇用助成金  
 (障害者トライアルコース)  
 (障害者短時間トライアルコース)
- ② 特定求職者雇用開発助成金  
 (特定就職困難者コース)  
 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)  
 (障害者初回雇用コース)

#### 雇用環境整備等関係の助成金

- ③ 障害者雇用安定助成金  
 (中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)  
 (障害者職場定着支援コース)  
 (障害者職場適応援助コース)  
 (中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)
- ④ 障害者作業施設設置等助成金
- ⑤ 障害者福祉施設設置等助成金
- ⑥ 障害者介助等助成金
- ⑦ 重度障害者等通勤対策助成金
- ⑧ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

ハローワーク等が  
窓口となります。

独立行政法人高齢・障害・  
求職者雇用支援機構が  
窓口となります。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

## 優遇税制

### 機械等の割増償却制度（法人税・所得税）

青色申告書を提出する法人及び個人が障害者を雇用しており、一定の要件を満たす場合には、障害者使用機械等の償却限度額は、当該障害者使用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額との合計額とする。

特別償却限度額…普通償却限度額の 24/100

（工場用の建物及びその附属設備については、32/100に相当する金額）

### 事業所税・不動産取得税・固定資産税の軽減措置

障害者を多数雇用する事業主が助成金の支給を受けて施設の設置、取得等し一定の要件を満たす場合には、課税標準等が減額され、税負担が軽減されます。

### 国庫補助金等

国、地方公共団体や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から交付される助成金で一定のものについては、国庫補助金等の圧縮記帳（法人税）、収入金額に不算入（所得税）を適用することができます。

### 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除

雇用者給与等支給額の計算において、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除しなければなりません。「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」「障害者トライアルコース」の助成金の受給がある場合は、ご注意ください。

（参考）

法定雇用率が 2.2%になるため労働者が 45.5 人以上の民間企業は障害者 1 人以上を雇用しなければなりません。